

(証券コード 7249)  
2020年7月13日

株 主 各 位

名古屋市東区矢田三丁目16番85号  
尾張精機株式会社  
代表取締役社長 兵藤光司

## 第177回定時株主総会継続会開催ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、当社第177回定時株主総会継続会（以下、「本継続会」といいます。）を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本継続会は2020年6月25日開催の第177回定時株主総会の一部となりますので、本継続会にご出席いただける株主様は、第177回定時株主総会において議決権を行使できる株主様と同一となります。

また、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、株主の皆様におかれましては、株主様と当社役員職員の感染リスクを避けるため、本継続会当日のご来場を極力お控えいただきますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2020年7月31日（金曜日）午前10時  
2. 場 所 尾張旭市下井町はねうち2345番地の1  
当社 旭工場 第二会議室

（本年は、感染拡大防止のため、座席の間隔を広げることから、ご用意できる席数が大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。）

### 3. 目的事項 報告事項

1. 第177期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第177期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件

以 上

1. 事業報告、連結計算書類および計算書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.owariseiki.co.jp/>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。

2. 本通知の添付書類に記載されている事業報告、連結計算書類および計算書類は、監査等委員会および会計監査人が監査した事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。

以下の事項については、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.owariseiki.co.jp/ir/>) に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。

<b>【事業報告】</b>	業務の適正を確保するための体制及び方針 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
<b>【連結計算書類】</b>	連結株主資本等変動計算書、連結注記表
<b>【計算書類】</b>	株主資本等変動計算書、個別注記表

3. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の「第177回定時株主総会継続会出席票」を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

### 《新型コロナウイルス感染症の対策に関するお知らせ》

新型コロナウイルスの感染予防および感染防止のため、株主様の安全を第一に考え、感染症対策を以下のとおりとさせていただきます。ご理解、ご協力のほど、お願い申し上げます。

- ・感染防止のためマスク着用のうえご出席をお願いします。
- ・会場受付にてアルコール消毒液を設置いたしますので、ご来場の際には消毒液のご使用をお願い申し上げます。
- ・会場受付にて非接触型体温計による検温をさせていただきます。37.5度以上の発熱が確認された場合はご入場を制限させていただきます。
- ・運営スタッフは検温を含め体調を確認した上、マスク着用で対応させていただきます。  
また、出席する議長含め全役員におきましてはマスク着用にて本継続会を執り行わせていただきます。
- ・本継続会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。当社ウェブサイト (<https://www.owariseiki.co.jp/>) より、発信情報をご確認くださいよう、併せてお願い申し上げます。

## 第177回定時株主総会継続会開催について

当社は、5月25日付「第177回定時株主総会及び継続会開催に関するお知らせ」にてお知らせいたしました通り、新型コロナウイルス感染症拡大にともなう外出自粛や禁止等の移動制限により海外連結子会社の決算・監査手続に遅れが生じ、2020年6月25日開催の「第177回定時株主総会（以下、「本総会」といいます。）の目的事項のうち、報告事項「第177期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件」および「第177期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件」（以下、これらの報告事項を併せて「第177期報告事項」といいます。）について本総会においてご報告することができなかつたため、本総会の継続会（以下、「本継続会」といいます。）を開催し、本継続会において第177期報告事項をご報告することとあわせて、本継続会の日時および場所の決定を取締役会にご一任いただくことを本総会において株主様にご承認いただきました。

つきましては、「第177期定時株主総会継続会開催ご通知」に記載のとおり本継続会の開催をご案内させていただく次第であります。

株主の皆様には、多大なご迷惑とご心配をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。

(添付書類)

## 事業報告

〔2019年4月1日から  
2020年3月31日まで〕

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の事業環境を見てみますと、貿易摩擦の影響や新型コロナウイルス感染拡大の影響により、世界全体の経済が深刻な打撃を受けました。その結果、当社グループの主要なお客様である自動車メーカー各社の販売が落ち込みました。

このような中、当社グループの当連結会計年度における売上高は、17,623百万円（前期比0.3%減）となりました。

製品区分別の状況につきましては、ねじ類では、主要なお客様である自動車メーカー向けのボルトの受注が増加したことにより、売上高は、8,370百万円（前期比1.1%増）となりました。

精密鍛造品では、当社グループの主力部品であるシンクロナイザーリングやシフトフォークの海外での生産減の影響により売上高は、9,042百万円（前期比1.4%減）となりました。

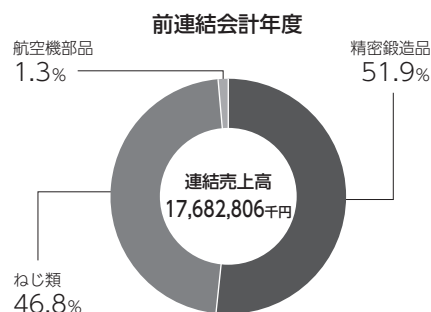
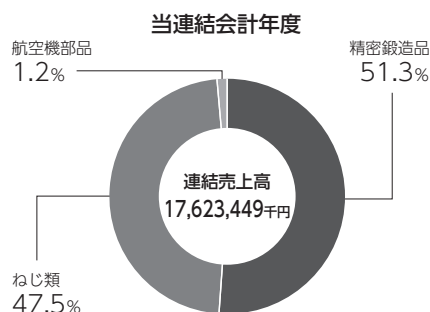
航空機部品では、売上高は210百万円（前期比11.6%減）となりました。

利益面につきましては、全社におきまして合理化改善活動を進めてきましたが、海外におけるシンクロナイザーリングの売上減の影響等により営業利益は369百万円（前期比38.9%減）、経常利益は506百万円（前期比34.3%減）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、315百万円（前期比38.0%減）となりました。

## 【製品区分別売上高】

(単位：千円)

製品別	売 上 高				前 期 比	
	当連結会計年度		前連結会計年度		増減額	増減率
精密鍛造品	9,042,015	51.3%	9,168,357	51.9%	△126,342	△1.4%
ねじ類	8,370,517	47.5	8,275,846	46.8	94,671	1.1
航空機部品	210,916	1.2	238,602	1.3	△27,686	△11.6
合 計	17,623,449	100.0	17,682,806	100.0	△59,357	△0.3



### (2) 資金調達の様況

該当事項はありません。

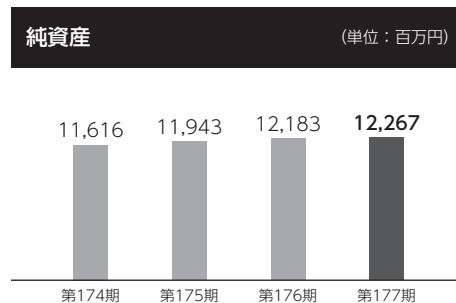
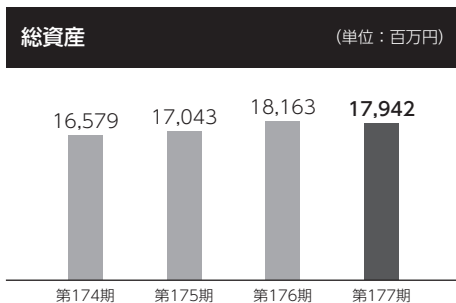
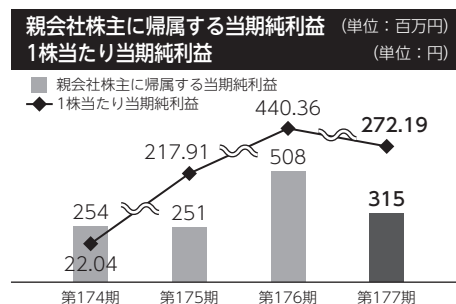
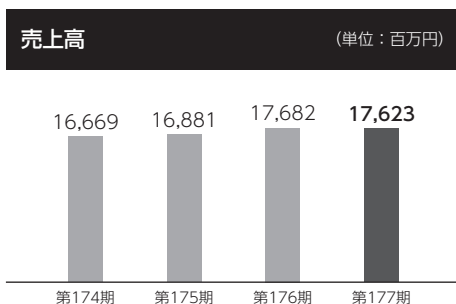
### (3) 設備投資等の様況

- ①当連結会計年度中に完成した主要設備  
当社 全工場 LED化変更工事
- ②当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充  
当社 旭工場 新製品（サンギア）加工設備増設、カーボン貼付用金型  
OSR,INC. 工場新築工事
- ③重要な固定資産の売却、撤去、滅失  
該当事項はありません。

#### (4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第174期 2017年3月	第175期 2018年3月	第176期 2019年3月	第177期 2020年3月 (当連結会計年度)
売 上 高	16,669百万円	16,881百万円	17,682百万円	17,623百万円
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	254百万円	251百万円	508百万円	315百万円
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	22円04銭	217円91銭	440円36銭	272円19銭
総 資 産	16,579百万円	17,043百万円	18,163百万円	17,942百万円
純 資 産	11,616百万円	11,943百万円	12,183百万円	12,267百万円

- (注) 1. 当社は、2017年10月1日付で、普通株式10株を1株とする株式併合を実施しております。1株当たり当期純利益は、第175期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定しております。
2. 「税効果会計に係る会計基準」の一部改正（企業会計基準第28号2018年2月16日）等を第176期の期首から適用しており、第175期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。



## (5) 対処すべき課題

### ① 会社経営の基本方針

当社グループは経営理念を以下の通り定めており、ステークホルダーの皆様に喜んで頂ける経営を基本方針としております。

#### ■ 経営理念

1. お客様から信頼され、選ばれる企業を目指す
2. 技術と創意でより良い製品をより早く提供
3. 個人の熱意とチームワークで活力ある職場づくり
4. 安全と環境に配慮したものづくりの実践
5. 社員と家族が幸せを感じ誇りの持てる会社を目指す

#### ■ 行動指針

1. お客様第一
2. 自ら考え主体的に行動
3. 現地・現物・現実に基づき判断
4. 早く着手、速く実行
5. P D C Aの確実な実施とプロセス改善

### ② 中長期的な経営戦略および対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が経済に与える影響は甚大で、業界における先行きは不透明な状況となっております。

また、自動車産業は100年に一度の変革期と言われる中、CASE（電動化、自動運転、コネクティッド、シェアリング）への対応が求められています。

このような経営環境の中、当社グループは引き続きグローバル市場での拡販に向けたコスト競争力の向上や海外生産・販売体制の強化。製品開発では、電動化や軽量化等のお客様ニーズへの対応。製造現場では、製造プロセスの見直しや物流の効率化にグループ一丸となって取り組んでまいります。

また、社会から信頼される企業として、コンプライアンスの徹底と環境保全活動を推進し、災害の未然防止や安全で健康な職場づくりに取り組むとともに、コーポレートガバナンスの充実を図り、公平・透明な企業活動の推進に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

区 分	主 要 製 品
精 密 鍛 造 品	シンクロナイザーリング、シフトフォーク、端子金具
ね じ 類	タッピンねじ、十字穴付き小ねじ、各種ナット、四点切欠けボルト、作業性向上ボルト、段付きボルト
航 空 機 部 品	セルフロックナット、プレートナット、特殊ナット、スクリュー、ボルト、機械加工部品

(7) 主要な営業所及び工場並びに使用人の状況 (2020年3月31日現在)

① 主要な営業所及び工場

名 称	所 在 地
本社および本社工場	愛知県名古屋市
旭工場	愛知県尾張旭市
美濃工場	岐阜県美濃市
広島営業所	広島県広島市
関東営業所	埼玉県朝霧市

② 主要な子会社

会 社 名	本 社 所 在 地	事 業 所
株式会社守山製作所	愛知県名古屋市 愛知県尾張旭市	本社、工場 工場
株式会社江南螺子製作所	岐阜県各務原市	本社、工場
株式会社美濃コーティング	岐阜県美濃市	本社、工場
OSR,INC.	アメリカ合衆国 インディアナ州	本社、工場
OWARI PRECISION PRODUCTS (INDIA) PVT.LTD.	インド バンガロール	本社、工場
OWARI SEIKI (THAILAND) CO.,LTD.	タイ国 ラヨン県	本社、工場
PT.Owari Seiki Indonesia	インドネシア カラワン県	本社、工場

③ 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度比増減
593名	18名増



④ 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
269名	5名減	44歳0ヶ月	17年4ヶ月

(注) 上記使用人の他、臨時使用人の平均雇用人員は66名であります。(1日8時間換算)

(8) 重要な親会社及び子会社の状況 (2020年3月31日現在)

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社守山製作所	24百万円	100.00%	ナット類の製造販売
株式会社江南螺子製作所	10百万円	100.00	ねじの製造販売
株式会社美濃コーティング	10百万円	100.00	表面処理加工
OSR,INC.	4.5百万米ドル	93.33	ねじの製造販売
OWARI PRECISION PRODUCTS (INDIA) PVT.LTD.	140百万ルピー	100.00	シンクロナイザーリングの製造販売
OWARI SEIKI (THAILAND) CO.,LTD.	103.1百万バーツ	90.00	シフトフォークおよびシンクロナイザーリングの製造販売 ねじの販売
PT. Owari Seiki Indonesia	77億ルピア	100.00	シンクロナイザーリングの製造販売

(注) OWARI PRECISION PRODUCTS (INDIA) PVT.LTD.およびOWARI SEIKI (THAILAND) CO.,LTD.の当社の議決権比率は、子会社が保有する議決権を含んでおります。

(9) 企業集団の主要な借入先及び借入額 (2020年3月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社三菱UFJ銀行	375,000千円
三井住友信託銀行株式会社	150,000千円
株式会社中京銀行	150,000千円
株式会社大垣共立銀行	60,000千円

(10) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め（会社法第459条第1項）があるときの権限の行使に関する方針

当社は、株主に対する配当額の決定を最重要政策として位置付けており、自動車業界における受注競争・技術革新に対応した設備投資を行い、新製品・新技術の開発、生産の合理化、品質の向上を図り、企業体質を一層強化して、安定的な配当の継続を基本に、業績に応じて成果の配分を行うことを方針としております。

また当社は、剰余金の配当等について、株主総会の決議によっては定めず、取締役会の決議によって定める旨を定款に定めております。さらに当社は、取締役会の決議によって、毎年9月末日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

当期の期末配当につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大が経済に与える影響は大きく、当社を取り巻く経営環境は今後も厳しい状況が続くものと想定され、本来であれば安定配当を継続すべきところですが、現時点においては、手元資金を確保しておくことで不測の事態が生じた場合の経営と、雇用の安定化に備えることが株主共通の価値につながるものと考え、1株につき20円として実施させていただくことを2020年6月18日開催の取締役会で決議いたしました。これにより中間配当金30円と合わせまして、年間配当金は1株につき50円となりました。

## 2. 株式に関する事項（2020年3月31日現在）

- |              |                            |
|--------------|----------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 2,800,000株                 |
| (2) 発行済株式の総数 | 1,159,968株(自己株式5,982株を除く。) |
| (3) 株主数      | 798名                       |
| (4) 上位10名の株主 |                            |

株主名	持株数	持株比率
日立金属株式会社	143千株	12.38%
トヨタ自動車株式会社	116千株	10.04%
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	66千株	5.73%
近藤 千博	58千株	5.00%
株式会社三菱UFJ銀行	54千株	4.74%
三井住友信託銀行株式会社	52千株	4.53%
アイシン・エイ・ダブリュ株式会社	49千株	4.27%
エムエスティ保険サービス株式会社	35千株	3.02%
三菱UFJリース株式会社	34千株	2.99%
尾張精機 取引先持株会	31千株	2.73%

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### 3. 会社役員に関する事項（2020年3月31日現在）

#### (1) 取締役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
兵藤光司	代表取締役社長（経営全般）	—
児玉啓二	取締役（常務執行役員管理本部長兼経理本部長）	—
小林俊彦	取締役（常務執行役員営業本部長兼海外事業統括室長）	—
佐藤輝幸	取締役（執行役員精密鍛造事業本部長兼開発・品証本部長）	—
平松繁孝	取締役（執行役員ファスナー・冷鍛事業本部長）	—
小林茂	取締役（監査等委員・常勤）	—
伊藤真弘	取締役（監査等委員）	丸の内中央総合事務所グループ代表 税理士法人丸の内中央総合事務所代表
中島健一	取締役（監査等委員）	中島総合法律事務所代表

- (注) 1. 当社は小林茂氏、伊藤真弘氏および中島健一氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約により、各氏がその任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合で、かつその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として当社に対し、責任を負うものとしております。
2. 取締役（監査等委員）伊藤真弘氏および中島健一氏は、社外取締役であります。
3. 伊藤真弘氏は税理士の有資格者であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は伊藤真弘氏および中島健一氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員を除く。）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部統制部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、小林茂氏を常勤監査等委員として選定しております。
6. 2019年6月26日開催の第176回定時株主総会終結の時をもって高津民生氏は、取締役（監査等委員）を辞任いたしました。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、各取締役（監査等委員）との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額としております。

## (3) 取締役（監査等委員を除く。）および監査等委員の報酬等

### ① 役員報酬の構成および決定方法

当社は、取締役（監査等委員を除く。）の報酬については、月額で定額支給する「基本報酬」、企業価値向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を目的とする「譲渡制限付株式報酬」、短期業績に連動する「賞与」から構成しています。内規による基準に従い、株主総会にて決議された報酬限度額の範囲内で、取締役会において報酬を決定しています。

また、本年2月に、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公平性・透明性・客観性を強化するため、取締役会の諮問機関として、社外取締役が過半数を占める「指名・報酬委員会」を設置しております。

監査等委員の報酬については、監査等委員会の協議により決めております。

### ② 当事業年度に係る役員報酬等の総額

取締役（監査等委員を除く。） 6名 100,108千円

取締役（監査等委員） 4名 18,360千円（うち社外3名 5,760千円）

- (注) 1. 上記金額には、役員賞与（取締役5名（監査等委員を除く。））25,000千円、譲渡制限付株式報酬として報酬等の額15,198千円（取締役5名（監査等委員を除く。））、および役員退職慰労引当金繰入額および退職慰労金2,160千円（取締役5名（監査等委員を除く。））を含めております。
2. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2016年6月24日開催の定時株主総会において年額150百万円以内（使用人兼務役員の使用人分給与を含まない。）と決議いただいております。
3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年6月24日開催の定時株主総会において年額25百万円以内と決議いただいております。
4. 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）を対象とした譲渡制限付株式報酬の総額は、2019年6月26日開催の定時株主総会において年額23百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と決議いただいております。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 取締役（監査等委員） 伊藤真弘

###### ア. 他の法人等の業務執行者との重要な兼職に関する事項

丸の内中央総合事務所グループ代表、税理士法人丸の内中央総合事務所代表であり、当社と丸の内中央総合事務所グループ、税理士法人丸の内中央総合事務所との間に特別の関係はありません。

###### イ. 当事業年度における主な活動状況

###### (ア) 取締役会への出席状況

出席率は100%であります。

###### (イ) 監査等委員会への出席状況

出席率は100%であります。

###### (ウ) 主な活動状況

主に法令や定款順守の見地から、経営に係わる議案の審議や取締役の職務執行等について必要な発言を行っております。

##### ② 取締役（監査等委員） 中島健一

###### ア. 他の法人等の業務執行者との重要な兼職に関する事項

中島総合法律事務所代表であり、当社と中島総合法律事務所との間に特別の関係はありません。

###### イ. 当事業年度における主な活動状況

###### (ア) 取締役会への出席状況

出席率は90%であります。

###### (イ) 監査等委員会への出席状況

出席率は100%であります。

###### (ウ) 主な活動状況

主に法令や定款順守の見地から、経営に係わる議案の審議や取締役の職務執行等について必要な発言を行っております。

#### 4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人コスモス

(2) 責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- |                                   |          |
|-----------------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等            | 17,000千円 |
| ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 17,000千円 |

なお、当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

(4) 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料を入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積もりの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項および第3項の同意を行っております。

(5) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

# 連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

継続会開催ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>10,663,010</b>	<b>流動負債</b>	<b>4,784,688</b>
現金及び預金	3,642,043	支払手形及び買掛金	2,525,472
受取手形及び売掛金	2,845,566	1年内返済予定の長期借入金	240,000
商品及び製品	1,021,039	リース負債	63,440
仕掛品	807,383	未払金	430,603
原材料及び貯蔵品	1,363,019	未払費用	512,103
未収入金	807,821	未払法人税等	479,946
その他の他	176,136	未払消費税等	71,112
<b>固定資産</b>	<b>7,279,777</b>	賞与引当金	207,632
<b>有形固定資産</b>	<b>5,683,020</b>	役員賞与引当金	25,000
建物及び構築物	1,613,639	製品保証引当金	9,100
機械装置及び運搬具	2,045,106	その他	220,277
土地	894,043	<b>固定負債</b>	<b>890,319</b>
リース資産	187,646	長期借入金	495,000
建設仮勘定	807,117	リース負債	50,615
その他の他	135,467	繰延税金負債	143,637
<b>無形固定資産</b>	<b>26,475</b>	役員退職慰労引当金	1,646
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,570,281</b>	退職給付に係る負債	35,178
投資有価証券	943,762	退職給付に係る負債	110,019
繰延税金資産	68,258	資産除去負債	110,019
退職給付に係る資産	404,831	その他	54,222
その他の他	159,179	<b>負債合計</b>	<b>5,675,008</b>
貸倒引当金	△5,750	(純資産の部)	
<b>資産合計</b>	<b>17,942,788</b>	<b>株主資本</b>	<b>12,128,503</b>
		資本金	1,093,978
		資本剰余金	757,360
		利益剰余金	10,295,880
		自己株	△18,716
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>△16,318</b>
		その他有価証券評価差額金	227,859
		為替換算調整勘定	△318,361
		退職給付に係る調整累計額	74,183
		<b>非支配株主持分</b>	<b>155,595</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>12,267,780</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>17,942,788</b>

## 連結損益計算書

(自2019年4月1日 至2020年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		17,623,449
売 上 原 価		15,664,871
売 上 総 利 益		1,958,578
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,589,181
営 業 利 益		369,396
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	126,017	
助 成 金 収 入	24,652	
そ の 他	33,912	184,583
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	45,209	
そ の 他	1,969	47,179
経 常 利 益		506,800
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1,905	1,905
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	830	
固 定 資 産 除 却 損	9,597	10,428
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		498,277
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	180,291	
法 人 税 等 調 整 額	△5,714	174,576
当 期 純 利 益		323,700
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		8,406
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		315,293



# 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

継続会開催ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>6,397,329</b>	<b>流動負債</b>	<b>4,023,017</b>
現金及び預金	1,588,719	支払手形	22,677
受取手形	46,746	買掛金	2,638,973
売掛金	2,308,755	1年内返済予定の長期借入金	180,000
商品及び製品	605,337	リース債務	52,317
仕掛品	534,290	未払金	402,414
原材料及び貯蔵品	628,282	未払費用	399,789
前払費用	30,943	未払法人税等	22,484
短期貸付金	129,742	未払消費税等	49,564
未収入金	519,068	預り金	33,707
その他の他	5,443	賞与引当金	186,990
<b>固定資産</b>	<b>7,135,468</b>	役員賞与引当金	25,000
<b>有形固定資産</b>	<b>3,726,165</b>	製品保証引当金	9,100
建築物	1,179,375	<b>固定負債</b>	<b>688,990</b>
構築物	12,201	長期借入金	495,000
機械及び装置	1,257,868	リース債務	44,216
車両運搬具	3,939	資産除去債務	95,551
工具、器具及び備品	89,736	その他	54,222
土地	777,687	<b>負債合計</b>	<b>4,712,008</b>
リース資産	176,346	<b>(純資産の部)</b>	
建設仮勘定	229,011	<b>株主資本</b>	<b>8,592,930</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>22,409</b>	資本金	1,093,978
ソフトウェア	17,785	資本剰余金	757,360
特許実施権	2,500	資本準備金	757,360
その他の他	2,124	<b>利益剰余金</b>	<b>6,760,307</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,386,893</b>	利益準備金	209,279
投資有価証券	943,416	その他利益剰余金	6,551,027
関係会社株式	860,146	固定資産圧縮積立金	12,738
出資金	725	別途積立金	3,828,000
長期貸付金	1,093,550	繰越利益剰余金	2,710,289
前払年金費用	298,138	<b>自己株式</b>	<b>△18,716</b>
繰延税金資産	44,126	評価・換算差額等	227,859
その他の他	152,540	その他有価証券評価差額金	227,859
貸倒引当金	△5,750	<b>純資産合計</b>	<b>8,820,789</b>
<b>資産合計</b>	<b>13,532,798</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>13,532,798</b>

# 損益計算書

(自2019年4月1日 至2020年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	12,395,246
売上原価	11,236,521
売上総利益	1,158,724
販売費及び一般管理費	1,171,337
営業損失	12,613
営業外収益	
受取利息及び配当金	238,964
受取地代家賃	42,960
その他の	16,961
営業外費用	
支払利息	42,311
減価償却費	4,802
為替差損	19,178
その他	1,026
経常利益	218,953
特別利益	
固定資産売却益	425
特別損失	
固定資産売却損	830
固定資産除却損	9,366
税引前当期純利益	209,182
法人税、住民税及び事業税	39,907
法人税等調整額	1,324
当期純利益	167,951

**独立監査人の監査報告書**

2020年6月12日

尾張精機株式会社  
取締役会 御中

監査法人 コスモス  
愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士 新 開 智 之 ㊞  
業務執行社員  
業務執行社員 公認会計士 長 坂 尚 徳 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、尾張精機株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、尾張精機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員及び監査等委員会の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員及び監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

**連結計算書類の監査における監査人の責任**

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。  
監査人は、監査等委員及び監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。  
監査人は、監査等委員及び監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

**独立監査人の監査報告書**

2020年6月12日

尾張精機株式会社  
取締役会 御中

監査法人 コスモス  
愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士 新 開 智 之 ㊞  
業務執行社員  
業務執行社員 公認会計士 長 坂 尚 徳 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、尾張精機株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第177期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**計算書類等に対する経営者並びに監査等委員及び監査等委員会の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員及び監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

**計算書類等の監査における監査人の責任**

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員及び監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員及び監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 監査報告書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第177期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な裁決書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人コスモスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人コスモスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年6月18日

尾張精機株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員

監査等委員

監査等委員

小林 茂 ㊟

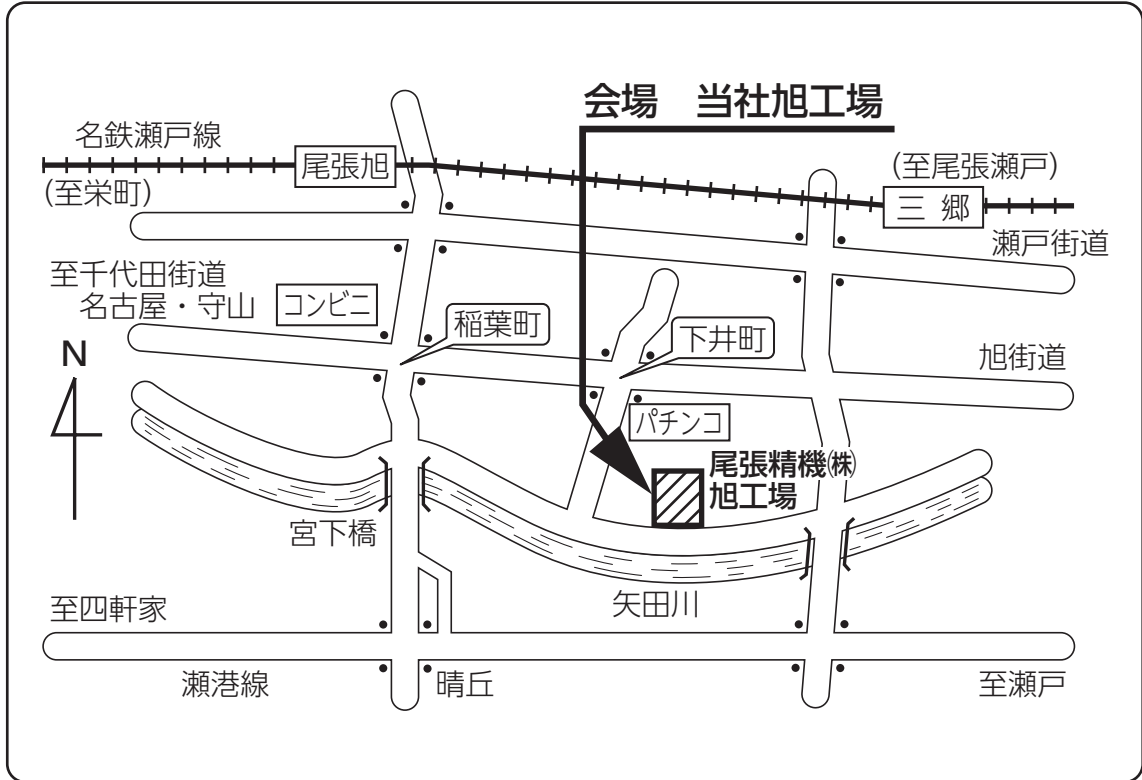
伊藤 真弘 ㊟

中島 健一 ㊟

(注) 監査等委員伊藤真弘及び中島健一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

## 株主総会継続会会場 ご案内図



- ◎ 会場……愛知県尾張旭市下井町はなうち2345番地の1
- ◎ 名鉄瀬戸線……尾張旭駅より車で約8分
- ◎ 市営地下鉄……藤が丘駅より車で約15分

（本年は新型コロナウイルス感染拡大防止を目的として送迎を中止とさせていただきます。ご理解とご協力をお願い申し上げます。）